

第12回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月25日(月)午後13時30分から14時05分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾 一史			
会長職務代理者	1番	梶尾 邦広	2番	高橋 宏吉	
委員	3番	渡邊 勝郎	4番	前谷 篤	
	5番	菅原 英雄	6番	谷口 秀夫	
	7番	齊藤 誠	8番	大原 睦生	
	9番	石井 和裕	10番	角丸 章	
	11番	佐々木 孝一	12番	菊地 匡	

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号 農地法第3条第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地所有適格法人の要件確認について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 現況証明願について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士 勇治
事務局次長	小林 哲也
事務局主幹	安武 浩美
事務局事務係主事	高橋 宏輔

7. 会議の概要

事務局 皆様、ご案内した時刻になりましたのでこれより第12回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。総会に先立ちまして、佐藤成さんの後任として、6月13日付けで高橋宏吉委員が任命されましたので、高橋委員より一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。

(高橋委員挨拶)

ありがとうございました。それでは慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

会長 開会挨拶。

本日の議事録署名委員は10番 角丸章委員と、11番 佐々木孝一委員です。よろしくお願ひいたします。なお、高橋委員については、議席番号2番となります。

それでは、早速議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題といたします。事務局説明願ひます。

事務局 報告第1号について、次のとおり届出があり処分したのでご説明いたします。

届出者住所・氏名

土地の表示

田	田	6,548 m ²
田	田	1,391 m ²
計2筆		7,939 m ²

権利を取得した日 平成4年3月9日

権利を取得した事由及び取得した権利の種類 相続により所有権を取得
あっせん等の希望の有無 無

届出書受理年月日 平成30年6月14日

受理通知交付年月日 平成30年6月14日

本件は、[REDACTED]の死亡に伴う相続であり、対象農地につきましては、現在、[REDACTED]が経営されている農地です。参考に第1号図を添付していただきますのでご参照願ひます。

以上、ご報告いたします。

会長 この件につきまして、質疑を受けたいと思ひます。質疑ございませんか。

全員 なし。

会長 質疑がないようです。それでは、この件について承認してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、この件について承認いたします。

続いて、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局説明願ひます。

事務局 報告第2号について報告します。農地法第6条第1項により報告のありました「[REDACTED]」につきまして別添1の農地所有適格法人要件確認書にあるとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件・農作業従事要件の全てを満たしていることを確認いたしております。以上、ご報告いたします。

会長 この件につきまして、質疑を受けたいと思ひます。質疑ございませんか。

全員 なし。

会長 質疑がないようです。それでは、この件について承認してよろしいでしょうか。

全員
会長

か。

異議なし。

異議なしと認め、この件について承認いたします。続きまして、議案に入ります。議案第1号の審議であります。本案件については、
が受け手となっている事案となりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、には審議終了までご退席をお願いします。なお、審議後、ご着席くださいますようあわせてお願いいたします。

(退席)

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

1番2番について事務局説明願います。

事務局

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1番2番をご説明し審議を求めます。

計画番号 平成30年度貸第8号

公告予定年月日 平成30年6月25日

申出者

出し手(貸主)

受け手(借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	畑	田	401.8 m ²
	合計1筆		401.8 m ²

年額 円

対価の支払方法と期限 指定口座に11月末日までに振り込むものとする。

期間 平成30年6月25日～平成32年12月31日 2年6か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件につきましては、の離農に伴い、2番の売買案件となりましたが、田の一部がの所有となっていたことから、その部分について賃貸借するものです。

続きまして、2番について説明します。

計画番号 平成30年度所第1号

公告予定年月日 平成30年6月25日

申出者

出し手(譲渡人)

受け手(譲受人)

所有権を設定等する農用地及び内容

所在

	田	田	14,659 m ²
	田	田	3,223 m ²
	畑	田	1,983 m ²
	田	田	349 m ²
	合計4筆		20,214 m ²

総額 円

対価の支払方法と期限 平成30年11月30日までに、譲渡人名義の指定口座に振り込むものとする。

所有権の移転時期 平成30年6月25日

引渡しの時期 対価の支払日

当事者間の法律関係 売買

本案件は、出し手の[]が離農をすることとなり、地域で受け手を探したところ、以前にも[]の農地を取得している[]に売買となったところ です。

判定要件についてですが、本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借による利用権設定、売買による所有権移転に備えるべき要件を満たしており、「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「地域との調和要件」についても、近隣地についても[]の耕作地となっており、地域での担い手[]への売買ということなので要件を満たしています。

また、「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられ、水稻の作付を予定されています。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が250日と、原則150日以上の従事日数を上回っていることから問題はありません。

「関係権利者からの同意」については[]の所有農地につき問題はございませんことから、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、第2号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 この件につきまして、質疑ございませんか。

佐々木委員 第2号図の申請地の歯抜けのところは、所有されているのですか。

事務局 上の方の土地ですか。申請地議案第1号1番のところは[]の点々のところなんですね。歯抜けの台形のところは、[]の所有の土地になっています。黒く囲ってあるところが[]の所有の土地になっています。

佐々木委員 実際耕作はどうなっているんですか。くぼんだ所は、現地はどうなっているのですか。

事務局 現地は、田になっています。

佐々木委員 []が耕作しているんですか。

事務局 しています。

佐々木委員 今は、賃貸してその部分は借りているのですか。[]のところ、今回対象外の所は

事務局 対象外のところは畑で自家栽培に使用されています。田の部分については、春先から売買するという前提に[]の方で耕作しています。

会長 他にございませんか。

全員 なし。

会長 それでは、ただいまの議案第1号1番2番につきまして、決定してよろしいか伺います。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、議案第1号1番2番について計画を決定することといたします。

それでは、ここで[]に着席いただきます。

([] 着席)

事務局

それでは続きまして、議案第2号「現況証明願について」、1番から3番まで事務局説明願います。

議案第2号「現況証明願について」、次のとおり申請がありましたので、説明し審議を求めます。

まず1番を説明します。

土地の所有者

土地の表示

畑 972 m²

合計1筆

972 m²

申請目的 地目変更登記のため

調査の有無 平成30年6月6日現地確認

本案件は、今後予定されている農地の売買のため、住所、倉庫、車庫のあるところについて、宅地相当として測量、分筆したものです。

この度、地目変更登記をし整理したいとの意向です。申請地は農地・採草放牧地以外として認められるかと存じます。

なお、参考に第3号図を添付していますのでご参照のうえ、よろしくご審議を願います。

続きまして、2番を説明いたします。

土地の所有者

〃

土地の表示

畑 2,932 m²

合計1筆

2,932 m²

申請目的 地目変更登記のため

調査の有無 平成30年6月6日現地確認

本案件は、平成4年7月に農地法第5条の許可を受け賃貸駐車場として使用されていましたが、地目変更がなされず、今日に至ったものと思われま

す。この度、地目変更登記をし整理したいとの意向です。以上のことから、申請地は農地・採草放牧地以外として認められるかと存じます。

なお、参考に第3号図を添付していますのでご参照のうえ、よろしくご審議を願います。

続きまして、3番を説明いたします。

土地の所有者

土地の表示

田 53 m²

田 41 m²

合計2筆

94 m²

申請目的 地目変更登記のため

調査の有無 平成30年6月22日現地確認

本案件は、国道12号線のバイパス工事に伴い、農地が収用され、残地について宅地開発をしたものです。■が所有していた2筆であり、地目変更がなされず、今日に至ったものと思われま

す。この度、地目変更登記をし整理したいとの意向です。以上のことから、申請地は農地・採草放牧地以外として認められるかと存じます。

なお、参考に第4号図を添付していますのでご参照のうえ、よろしくご審議を願います。

ただいまの1番から3番までの件につきまして、質疑ございませんか。
なし。

会長
全員

会長 質疑がないようですので、この件につきまして、証明してよろしいか伺います。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、議案第2号について申請どおり証明いたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

全員 なし。

会長 特にないようですので福士事務局長よりお願いします。

事務局長 ①議会関連等報告（事務局長）

事務局 ②農地法第5条転用事業の完了について（事務局）

- ・許可年月日 平成29年6月29日
- ・指令番号 空農務第5-13号
- ・転用目的 砂利採取（耕地改良）
- ・農地所有者 [REDACTED]
- ・転用計画者 [REDACTED]
- ・所在地番 [REDACTED] 外4筆
- ・総面積 農地 25,224 m² その他 634 m² 計 25,858 m²
- ・完了年月日 平成30年6月8日
- ・届出月日 平成30年6月8日

③第1回農地銀行理事会（事務局）

- ・開催日 7月25日（水） 農業委員会定例総会終了後

④砂川市農業委員名簿・農地流動化推進員（砂川市農業委員）担当地区について

※6月15日付農作物の生育の概要・第4回市民大学のご案内

高橋宏吉委員から、砂利採取施工時の隣地との同意等の確認について、意見があり、委員会として現地現況確認等の必要性について

⑤協議会報告（協議会長）

- ・歓迎会 本日 6月25日（月） 18:00～
- ・会場 山小屋
- ・協議会平成29年度 決算 監査 7月 日（ ） 13:30～
- ・協議会役員会 7月 日（ ） 14:00～

※日程は、後日事務局で調整いたします。

・第1回砂川市農業委員協議会総会

- ・開催日 7月25日（水） 農業委員会定例総会終了後

⑥砂川市地域おこし協力隊員について（事務局次長）

会長 ・次回開催日 平成30年7月25日（水） 午後1時30分

会長 これですべての審議が終わりました。以上で第12回砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会 長

署名委員

署名委員